

第6回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年6月25日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和7年6月25日（水） 午後2時00分～午後3時31分 2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室 3. 出席委員（16人） 会長：16番 興野 礼子 職務代理者：8番 黒須 明 委員：1番 大窪 克美、3番 中村 東、5番 川上 恵、6番 小口 久男、7番 荒井 喜代子、9番 奥畑 智子、10番 小池 進、11番 檜山 徳夫、12番 田澤 稔、13番 滝 薫、14番 大森 浩之、15番 石川 翔平、18番 大野 悟、19番 大野 覚文 4. 欠席委員（1人） 4番 堀江 恒夫 5. 出席推進委員（6人） 3番 檜山 正人、5番 川俣 司、8番 伊藤 榮三、9番 大森 悦郎、13番 大谷 頼正、20番 平塚 充 6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 農地法第3条第3項の規定の適用を受ける同条第1項の規定による許可申請について 日程第5 議案第4号 非農地証明願出による現況地目の認定について 日程第6 議案第5号 非農地判断願出による非農地通知の交付について 日程第7 議案第6号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第5号）に係る意見聴取について 7. 農業委員会事務局職員 事務局長 小口 正一、局長補佐 中山 崇、主査 大橋 伴美、主事 高橋 凌介	
事務局長（小口）	ただいまから令和7年第6回総会を開会いたします。まずは、興野 礼子 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長（興野）	< 開会前のあいさつ >
事務局長（小口）	本日は、4番 堀江 恒夫 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、17名中16名で定数である過半数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、興野会長をお願いいたします。
会長（興野）	直ちに会議を開きます。（ 午後 2時 00分 ） 議事日程の朗読をお願いします。

事務局長（小口）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（小口）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、議事録署名委員は 10 番 小池 進 委員、15 番 石川 翔平 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と、大橋 伴美 氏 を指名いたします。 次に、日程第2 議案第1号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、7番 荒井 喜代子 委員。整理番号2番、10番 小池 進 委員。
7番 荒井 喜代子 委員	6月23日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第1号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●株式会社 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が雑種地、西が雑種地、南が雑種地、北が雑種地・畑。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電所の運営や太陽光発電関連の中古機器の販売業等を営んでおり、収集した太陽光発電関連機器の置場として●●●に倉庫があるものの手狭な状態である。新たな資材置場を探していたところ、申請地を取得できることになり、●●●での取引も多いこと、また、隣接地において同代表取締役が運営する別会社の株式会社●●●が太陽光発電事業を行っていることから、申請地を資材置場として利用したいと考え、今回、申請に至った。総事業面積、165 m ² 。転用面積、165 m ² 。転用目的、資材置場。進入路、西側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排

(7番 荒井 喜代子 委員)	水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、該当なし。その他 他法令等との関係等、過去に資材置場を目的とした農地転用の実績なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
10番 小池 進 委員	6月23日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第1号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、有限会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第1種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が雑種地、西が雑種地、南が雑種地、北が雑種地。同意書、あり。権利の移転、設定、一時転用、賃借権の設定 3年間、再設定。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、不動産業を行っているが、再生可能エネルギーの確保と休耕農地の回生を同時に果たせる営農型太陽光発電設備の設置に関心を持ち、申請地について、第1回目は令和元年6月24日付けで農地法第5条第1項の規定による一時転用の許可を取得し、第2回目は令和4年6月24日付けで同許可を取得し、今回第3回目の許可申請となる。また、現在の許可は令和7年6月23日までとなっており、許可日までの数日間は違反転用扱いとなる。顛末書あり。転用面積、1,609㎡のうち支柱・引込柱部分のみ9.63㎡。転用目的、営農型太陽光発電設備の設置。年間売電収入、約366万円。売電単価、税抜24円。構造等、パネル420枚、寸法992mm×1,640mm、高さ3.0mから3.447m。進入路は西側。パワーコンディショナー10基。引込柱1本。支柱直径350mm×100本。発電出力49.5kW、最大出力115.5kW、年間発電量約13万8千kWh。土地選定経過書、当初申請時あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。営農計画の状況、耕作者：今回申請から●●●に変えて株式会社●●●。作物：スダチ48本(1,170.88㎡)定植、6年目(令和6年度)一部結実するもまだ商品価値なし、8年目(令和8年度)あたりから少量収穫見込み、10・11年目あたりから出荷開始予定。現在定植してあるスダチは枯れたものもあったため、植え直すように言いました。貸借終了後の対応、3年ごとの一時転用申請を要す。資金関係の証明、該当なし。事業着工の時期、該当なし。その他 他法令等との関係等、有限会社●●●が農地法第3条による「区分地上権の設定」を同時申請。株式会社●●●が農地法第3条による「賃借権の設定」を同時申請。経済産業省事業認可済、平成29年1月12日。東京電力と接続協議済、平成29年2月2日。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりました。●●●地区担当 1番 大窪 克美 委員、何かありますか。
1番 大窪 克美 委員	現地調査をしたところ、申請地は道路から見えないところにあったので、ここでいいのか●●●社長に尋ねてみたら、●●●で営業拡大するためここを選んだそうです。また、発火するなどの危険な資材や高価な資材はないということでしたので、問題ないかと思います。

議長	ここで質疑に入る前に、事務局より補足説明があります。
事務局（中山）	＜ 5条許可をする際に、それぞれ条件を付す必要がある旨を補足説明 ＞
議長	事務局からの補足説明が終わりました。これより質疑に入ります。
18番 大野 悟 委員	営農型太陽光発電設備の下部の営農状況の報告はどこにするんですか。また、必要な知見を有する者は誰に設定するんですか。
事務局（中山）	報告先は農業委員会です。必要な知見を有する者については、営農者と発電事業者が協力して営農作物についての知見を有する者を探し、意見をもらうことになります。こちらから設定するわけではありません。
	＜ 他に質疑・異議なし ＞
議長	ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、その他異議等がないようですので、先程事務局から補足説明のあった条件をそれぞれ付した上で、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
	＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、それぞれの条件を付した上で、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第3 議案第2号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	＜ 議案第2号 議案書の朗読 ＞
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、8番 黒須 明 委員。整理番号2番、13番 滝 薫 委員。整理番号3番、10番 小池 進 委員。整理番号4番、18番 大野 悟 委員。整理番号5番、12番 田澤 稔 委員。整理番号6・7番、10番 小池 進 委員。

8 番 黒須 明 委員	6月17日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第2号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、賃借権の設定5年間。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、露地野菜。農業従事年数及び農業形態、約1年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、管理機1台。取得地への通作距離、約0.3km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、畑97a、計97a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
13 番 滝 薫 委員	6月17日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第2号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、親族。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻。農業従事年数及び農業形態、約50年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台。取得地への通作距離、約0.2km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田63a、計63a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
10 番 小池 進 委員	6月17日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第2号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、トマト、ピーマン、オクラ、枝豆を作付予定。農業従事年数及び農業形態、なし。非農家。農機具・家畜の保有状況、くわ、耕運機を購入予定。取得地への通作距離、約0km、隣接地の空き家を購入済。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
18 番 大野 悟 委員	6月18日、担当推進委員、測量をした宮嶋土地家屋調査士と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第2号、整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる事業、畜産農業、農産物の生産販売、畜産物の生産・加工・販売。株主の有する議決権の数、役職及び年間農業従事日数、株式会社●●●20,000。合計20,000。農業関係者の議決権の割合、100%。農業関係者が総議決権の過半を占める。常時従事者たる構成員が役員の過半を占める。農機具・家畜の保有状況、豚9,196頭、トラクター1台、バックホー1台、ホイールローダー1台。取得地への通作距離、約0.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田34a、畑21a、

(18番 大野 悟 委員)	計55a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、株式会社で主たる事業が農業であること、農業関係者が総議決権の過半を占めること、役員の過半が農業に常時従事する構成員であること、役員又は重要な使用人が1人以上農作業に従事すること、以上のことから、農地法第2条第3項の要件のすべてを満たしており、「農地所有適格法人」と認められると思われます。また、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
12番 田澤 稔 委員	6月18日、担当推進委員、受人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第2号、整理番号5のとおりです。渡人と受人の関係、親子。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約40年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、耕運機1台。取得地への通作距離、約0.2km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田49a、畑47a、計96a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
10番 小池 進 委員	6月23日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第2号、整理番号6のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、区分地上権の設定3年間（再設定）、賃貸借。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。権利者の同意の有無、あり、賃借人。本申請は、議案第1号整理番号2の営農型太陽光発電設備の設置による一時転用の申請に伴うものです。営農計画の詳細については、議案第2号整理番号7で報告がありますが、スダチの栽培を行いながら営農型太陽光発電を行うにあたり、区分地上権を設定するため、令和元年6月24日及び令和4年6月24日付けで農地法第3条の許可を取得しましたが、設定期間（3年間）の満了に伴い、期間を延長するため今回の申請に至りました。なお、農地法第3条第2項に、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利の設定については、許可要件が適用されないと規定されていますので、農地法第3条の許可にあたっては、全部効率利用要件や農作業常時従事要件等の許可要件は適用除外となります。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 6月23日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第2号、整理番号7のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、賃借権の設定3年間。以下、受人のみの報告となります。主たる事業、農産物の生産・販売、温室ビニールハウス等の農業施設の製造・設置・販売、農業関連商品の販売。株主の有する議決権の数、役職及び年間農業従事日数、●●●51、取締役、年間250日。有限会社●●●49。合計100。農業関係者の議決権の割合、51%。農業関係者が総議決権の過半を占める。常時従事者たる構成員が役員の過半を占める。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、スピードスプレーヤー2台。取得地への通作距離、約

(10 番 小池 進 委員)	0.7 km、支店（●●●）からの距離。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田 23 a、畑 57 a、計 80 a。約 70 a は●●●、約 10 a は那須烏山市。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、株式会社で主たる事業が農業であること、農業関係者が総議決権の過半を占めること、役員の過半が農業に常時従事する構成員であること、役員又は重要な使用人が 1 人以上農作業に従事すること、以上のことから、農地法第 2 条第 3 項の要件のすべてを満たしており、「農地所有適格法人」と認められると思われます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。
13 番 大谷頼正 推進委員	(整理番号 1 番について) 特にありません。
8 番 伊藤榮三 推進委員	(整理番号 4 番について) よろしいかと思います。
3 番 檜山正人 推進委員	(整理番号 5 番について) 特別問題ないと思います。
	< 他に意見なし >
議長	これより質疑に入ります。
6 番 小口 久男 委員	整理番号 3 番の受人は●●●在住となっていますが、どのように農業に従事するのでしょうか。
10 番 小池 進 委員	近々隣接地の空き家に引っ越してくる予定だそうです。自家消費野菜を作るという申請です。
18 番 大野 悟 委員	整理番号 7 番の、株式会社●●●の社長と●●●さんの関係は。
事務局（高橋）	●●●さんは、会社の取締役です。
	< 他に質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第 2 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、その他異議等がないよ

(議長)	うですので、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第4 議案第3号 「農地法第3条第3項の規定の適用を受ける同条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局(大橋)	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	ここで調査委員の報告を受ける前に、通常の農地法第3条第1項の規定による許可申請とは若干異なる手続論となるため、事務局より補足説明をさせます。
事務局(中山)	< 農地所有適格法人以外の法人が3条許可を受ける際の補足説明 >
議長	補足説明が終わりましたが、当該説明に対する質疑は後程とし、続きまして、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、5番 川上 恵 委員。
5番 川上 恵 委員	6月23日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第3号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、賃借権の設定5年間。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、白菜を作付予定。自社消費とJA出荷を予定。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、耕運機1台、半自動野菜移植機1台(導入予定)。取得地への通作距離、約4km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。使用貸借又は賃貸借に限る申請状況、「地域との役割分担状況」、①農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、あり。②農道・水路・ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守、あり。③獣害被害対策等への協力、あり。資料53ページに確約書があります。「法人の業務執行役員又は重要な使用人の事業への従事状況」、①氏名、●●●●。②役職名等、重要な使用人。③耕作等事業への従事状況、法人が農業を行う期間：年6箇月、①の者が事業に関与している期間：年6箇月(見込み)。資料54ページに重要な使用人の権限と責任についての証明書類があります。調査の結果、農地法第3条第2項第2号に該当するが、同条第3項の規定に該当するため、「毎事業年度の終了後3箇月以内に、許可を受けた農地の利用状況について報告すること」という条件を付して、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よ

(5番 川上 恵 委員)	ろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。
20番 平塚充 推進委員	(整理番号1番について) 大丈夫だと思います。
議長	これより質疑に入ります。
	< 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第3号 「農地法第3条第3項の規定の適用を受ける同条第1項の規定による許可申請について」 は、その他異議等がないようですので、先程調査委員より説明があった条件を付した上で、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「農地法第3条第3項の規定の適用を受ける同条第1項の規定による許可申請について」 は、条件を付した上で、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	次に、日程第5 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局(大橋)	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、1番 大窪 克美 委員。整理番号2番、7番 荒井 喜代子 委員。整理番号3番、12番 田澤 稔 委員。整理番号4番、18番 大野 悟 委員。
1番 大窪 克美 委員	6月20日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第4号 整理番号1のとおりです。調査方法、現地で関係人から聞き取り及び関係書類等を見て確認。事前に宮嶋行政書士から話を聞きました。土地の履歴、平成5年7月 相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的 無断転用。周辺への影響、常に出入りし、手入れされている建物なので、問題ないと思います。近隣の方の話でも問題ないとのこと。非農地となって何年経過したか、経過年数、約52年以上。申請地は、

(1番 大窪 克美 委員)	願出人の父親が昭和 48 年頃に住宅と乾燥場を建築し利用を続けていたが、平成 5 年に父親が亡くなり、願出人が相続して、現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、宅地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
7番 荒井 喜代子 委員	6月 22 日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第 4 号 整理番号 2 のとおりです。調査方法、現地で本人から聞き取り及び関係書類等を見て確認。土地の履歴、昭和 63 年 5 月 合併による所有権登記。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的 無断転用。周辺への影響、問題なし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約 42 年以上。申請地は、昭和 58 年頃から畜舎やバンカーサイロ、堆肥置場を建造し利用しており、平成 6 年に増改築等を行う等、畜舎施設用地として使用を続け、現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、宅地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
12番 田澤 稔 委員	6月 18 日に、担当推進委員、代理人、願出人と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第 4 号 整理番号 3 のとおりです。調査方法、現地で本人・関係人から聞き取り及び関係書類等を見て確認。土地の履歴、昭和 45 年 2 月 相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的 無断転用。周辺への影響、問題なし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約 31 年以上。申請地は、隣接地(●●●)に住宅を新築した平成 6 年に建設用の作業道として利用し、その後も宅地への進入路として利用を続け、現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、雑種地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
18番 大野 悟 委員	6月 20 日に、担当推進委員、代理人と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第 4 号 整理番号 4 のとおりです。調査方法、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成 16 年 2 月 相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的 無断転用。周辺への影響、特に問題なし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約 33 年以上。申請地は、平成 4 年頃に●●●有限会社が所有する隣接地(●●●)とともに資材置場として利用を開始し、同様の利用を続け、現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、雑種地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。
5番 川俣司 推進委員	(整理番号 1 番について) 問題ないと思います。

3 番 檜山正人 推進委員	(整理番号3番について) 特別問題ないと思われます。
9 番 大森悦郎 推進委員	(整理番号4番について) 特に問題ありません。
議長	これより質疑に入ります。
	< 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、その他異議等がないようですので、願出のとおり認定することに決定してよろしいか、お諮りします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、願出のとおり認定することに決定いたしました。
	次に、日程第6 議案第5号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局(大橋)	< 議案第5号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、12番 田澤 稔 委員。
12 番 田澤 稔 委員	6月18日に、担当推進委員、代理人と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第5号 整理番号1のとおりです。調査方法、現地で関係人から聞き取り及び関係書類等を見て確認。土地の履歴、昭和45年2月 相続により取得。非農地になった時期、経緯、及び現在の利用状況、申請地は、相続により昭和45年に所有権を取得したが、40～50年前に隣接する山林の所有者が当該山林に杉を植林する際、申請地も一体として植林をしてしまい、その後雑木等が繁茂し、現在に至る。直近の利用状況調査結果、該当なし。周辺農地への影響等、農振法上の農用地区域の該当、なし。集団的まとまりのある農地の中の農地の該当、なし。地域における農地の効率的・総合的利用の支障、なし。その他 納税猶予制度、農業者年金制度の適用、該当なし。遊休農地の判断、再生利用が困難な農地。調査の結果、再生利用が困難な農地と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

議長	調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。
3番 檜山正人 推進委員	(整理番号1番について) 田澤委員の報告のとおり、非農地と判断して問題ないと思います。
議長	これより質疑に入ります。
	< 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の 議案第5号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、その他異議等がないようですので、願出のとおり非農地と判断し、非農地通知を交付することに決定してよろしいか、お諮りします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第6 議案第5号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、願出のとおり非農地と判断し、非農地通知を交付することに決定いたしました。
	次に、日程第7 議案第6号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案(第5号)に係る意見聴取について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局(大橋)	< 議案第6号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局(中山)	議案第6号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案(第5号)に係る意見聴取について」ご説明いたします。本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、「農地中間管理権の設定」について、市から農業委員会に意見聴取の依頼があったものです。今回依頼のあった、農用地利用集積等促進計画案(第5号)については、【地域計画区域内】新規5件、農地中間管理権の設定を受ける者4名、農地中間管理権の設定をする者5名です。【地域計画区域外】新規1件、農地中間管理権の設定を受ける者1名、農地中間管理権の設定をする者1名です。設定面積は、24,135 m ² です。令和7年度累計は、77,278 m ² です。権利設定の内容等は、資料のとおりです。なお、本案は、令和7年7月31日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議長	< 質疑・異議なし > ただいま上程中の、議案第6号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第5号）に係る意見聴取について」 は、その他異議等がないようですので、「意見なし」と回答することに決定してよろしいか、お諮りします。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第7 議案第6号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第5号）に係る意見聴取について」 は、「意見なし」と回答することに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。 （ 午後 3時 31分 ） 上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。 令和7年6月25日 議 長 10 番 15 番